

令和6年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和6年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,120千円を追加し、既提出額1,760千円を含め、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176,856,200千円とする。

1 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額		計
			既提出額	今回提出額	
2 国庫支出金		51,417,182	0	448	51,417,630
	2 国庫補助金	20,984,642	0	448	20,985,090
7 繰入金		15,695,407	△1,550	1,672	15,695,529
	1 一般会計繰入金	10,715,407	△1,550	1,672	10,715,529
歳入合計		176,852,320	1,760	2,120	176,856,200

歳 出					
(単位千円)					
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額		計
			既 提 出 額	今 回 提 出 額	
1 総 務 費		92,282	△1,550	1,763	92,495
	1 総 務 管 理 費	79,249	△1,550	1,672	79,371
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	12,555	0	91	12,646
9 保 健 事 業 費		171,614	0	357	171,971
	1 保 健 事 業 費	171,614	0	357	171,971
歳 出 合 計		176,852,320	1,760	2,120	176,856,200

令和6年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

令和6年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ391千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ244,798千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額		計
			既提出額	今回提出額	
2 繰越金		7,640	0	389	8,029
	1 繰越金	7,640	0	389	8,029
3 諸収入		236,767	0	2	236,769
	3 雑入	15	0	2	17
歳入合計		244,407	0	391	244,798

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額		計
			既提出額	今回提出額	
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		8,656	0	391	9,047
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	8,656	0	391	9,047
歳 出 合 計		244,407	0	391	244,798

令和6年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

令和6年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額		計
			既提出額	今回提出額	
2 業務勘定収入		1,234	0	126	1,360
	3 諸収入	1,081	0	126	1,207
歳入合計		4,525	0	126	4,651

歳 出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額		計
			既提出額	今回提出額	
1 農業改良資金		4,525	0	126	4,651
	2 業務勘定	1,234	0	126	1,360
歳出合計		4,525	0	126	4,651

令和6年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 流域下水道事業収益	8,720,662 千円	55,478 千円	4,856 千円	8,780,996 千円
第1項 営 業 収 益	4,158,257 千円	△1,656 千円	599 千円	4,157,200 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,244,827 千円	△12,045 千円	4,257 千円	4,237,039 千円
支 出				
第1款 流域下水道事業費用	8,742,705 千円	303,917 千円	4,856 千円	9,051,478 千円
第1項 営 業 費 用	8,197,089 千円	△11,985 千円	4,856 千円	8,189,960 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,887千円は、過年度分損益勘定留保資金5,887千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 資本的収入	2,913,422千円	466千円	1,500千円	2,915,388千円
第1項 企業債	408,600千円	0千円	1,500千円	410,100千円
支 出				
第1款 資本的支出	2,914,194千円	5,534千円	1,547千円	2,921,275千円
第1項 建設改良費	1,635,470千円	0千円	1,547千円	1,637,017千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

		補 正 前			
起債の目的	限度額	起債の方法		利 率	償 還 の 方 法
建設改良費	407,950千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債権の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

起債の目的	限度額	補	正	後	償還の方法
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法
建設改良費	409,450 千円	1	借入方法 普通貸借又は債券発行 債権の発行価格は、知事が定める。	年 10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から 30 年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金 政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 5 条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	216,480 千円	△11,293 千円	6,403 千円	211,590 千円

令和6年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 工業用水道事業費用	2,938,029 千円	△232 千円	9,178 千円	2,946,975 千円
第1項 営業費用	2,770,207 千円	△232 千円	9,178 千円	2,779,153 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	288,189 千円	△1,482 千円	9,178 千円	295,885 千円

令和6年度福島県地域開発事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
支 出				
第1款 地域開発事業費用	10,480 千円	△619 千円	300 千円	10,161 千円
第1項 営業費用	10,078 千円	△619 千円	300 千円	9,759 千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職員給与費	6,820 千円	△139 千円	300 千円	6,981 千円

令和6年度福島県立病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和6年度福島県立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
収 入				
第1款 病院事業収益	9,838,509千円	△84,661千円	19,839千円	9,773,687千円
第2項 医業外収益	5,555,847千円	510,774千円	19,839千円	6,086,460千円
支 出				
第1款 病院事業費用	9,086,476千円	△84,661千円	118,334千円	9,120,149千円
第1項 医業費用	8,925,875千円	△90,768千円	118,334千円	8,953,441千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	既提出補正予定額	今回提出補正予定額	計
職 員 給 与 費	4,518,175千円	△94,938千円	118,334千円	4,541,571千円